

# 基本法制定に伴い加速する 小児循環器領域における学校教育との連携

Acceleration of Collaboration with School Education  
in the Pediatric Cardiovascular Field with the Enactment of Basic Laws

内田 敬子\*

慶應保健研究, 40(1), 059-064, 2022

**要旨:** わが国の小児医療・小児保健は急速な少子高齢化の進展, 成育過程にある子どもおよびその保護者・妊産婦を取り巻く環境の変化やその需要の変化等により, 多くの課題を抱えている。脳卒中や心臓病などの循環器病は, わが国の主要な死亡原因であるばかりでなく, 救急搬送が必要となる急病の原因となり, 介護を必要とする主な原因疾患としても最多である。これら小児医療と循環器医療に大きく関わる二つの法律, 成育基本法と循環器病対策基本法が2018年12月に同時に成立した。これらの立法は, 小児循環器領域の疾患予防・診断・治療を発展させていく法的根拠となることが期待される。それぞれの基本計画において, 保健施策としての健康教育の推進や疾患の予防・正しい知識の普及啓発に学校教育の役割が明記された。

日本小児循環器学会は, 学校と教育の連携委員会を立ち上げ, 学校教育に関心の高い学会員と学校の要望とを有機的に繋ぐ体制を構築し, 両者の連携を推進することにより, 小児循環器領域の保健・医療の発展を目指す。

**keywords:** 成育, 循環器病, 基本法, 小児循環器, 学校教育

Child and Maternal Health and Child Development,  
Cerebrovascular and Cardiovascular Disease, Basic Laws,  
Pediatric Cardiology, School Education

## 1. はじめに

2018年12月に, 小児循環器領域の社会活動に大きく関わる二つの法律が成立した。成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(以下, 成育基本法)と健康寿命の延伸等を図るための脳卒中, 心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(以下, 循環器病対策基本法)である。

それぞれ異なる経緯から成立にいたった立法であるが, 小児循環器領域の疾患予防・診断・治療を発展させていく法的根拠となることが期待される。

本稿では, この二つの基本法に則った施策の中で小児期からの主に学校教育に関与する領域を整理し, 現在, 日本小児循環器学会において新たに設置された「学会と教育の連携委員会」の活動目標について紹介する。

---

\*慶應義塾大学保健管理センター

(著者連絡先) 内田 敬子 〒223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1

## 2. わが国の小児医療・小児保健の背景

わが国の新生児・乳児死亡率は世界で最も低く、ユニセフが発表した先進国の子どもの精神的・身体的健康と学力、社会的スキルに関する調査報告書（レポートカード16）においても、日本は身体的健康（子どもの死亡率の低さ、過体重・肥満の子どもの割合の低さ）が38か国中1位であった<sup>1)</sup>。しかし一方で、子育て支援、女性の就労などの社会的施策が少なく、環境整備も不十分であり、わが国の人口構成の大きな問題である少子高齢化は進行している。2020年の人口動態統計確定値によると、わが国の出生数は84万人で、前年より2万人以上減少し、明治32年調査開始以来の低値となっている。出生率（人口千対）は6.8で前年より低下し、合計特殊出生率（一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）は1.33で低下し続けている。2021年10月現在、総務省統計局の人口推計結果の要約によると、人口減少幅が過去最大となっており、15歳未満人口の割合ならびに15歳～64歳人口の割合はともに過去最低、65歳以上人口の割合ならびに75歳以上人口の割合は過去最高となっている。15歳未満人口の割合は11.8%、75歳以上人口の割合は14.9%で、75歳以上の方が多くなっている<sup>2)</sup>。

わが国における子どもの健全な育成を保証するための社会的施策の立ち遅れと、子どもを産みにくく育てにくい環境が以前から指摘されている。たとえば子どものための施策に対する公的支出（家族関係社会支出）の対GDP比は、スウェーデン3.42%、イギリス3.19%、フランス2.93%に比較して、日本は1.65%で経済協力開発機構（OECD）加盟国の中で低水準である<sup>3)</sup>。

少子高齢化の進行にも関連するわが国の小児保健・小児医療には複数の課題が浮き彫りになってきている。たとえば、女性の健康に関する問題と平均出生時体重の低下と低出生体重児の増加、妊産婦のメンタルヘルス、子育て世代の親の孤立、慢性疾患や障害を持って成人期に

移行する子どもの増加、医療技術の向上に伴う生命予後改善と医療的ケア児の増加、子どもの貧困問題と児童虐待、子どもの事故対策、思春期医療の不足、子どものこころや社会性（biopsychosocial）を評価し支援する体制の不足、性教育や食育を含む健康教育の不足、データのデジタル化とデータ活用を含む医療環境整備と医学研究の不足、教育と情報発信の必要性などが挙げられる。今までも個別に「児童福祉法」「母子保健法」「健やか親子21」「児童虐待防止法」「子ども・若者育成支援推進法」などの政策があったがそれら政策間、地域間の連携が不十分であった。そのような中、2018年3月東京都目黒区、2019年1月千葉県野田市、2019年8月鹿児島県出水市の児童虐待事案が発生した。これを受け、児童の権利擁護（体罰禁止の法定化等）、児童相談所の体制強化・設置促進、関係機関の連携強化により児童虐待防止対策の強化を図るため児童福祉法が改正された<sup>4)</sup>が、未来を担う子ども達を社会の中心に据えるための理念法が求められてきた。

わが国の小児保健・小児医療の多くは、戦災孤児のあふれる子どもの数が多い時代に確立されたものであり、いまだ現場では子どもを集団で取り扱うことが少なくない。児童福祉法に「児童の権利」が法改正により盛り込まれたのも2016年のことである。ようやく、子どもの個人としての尊厳が重んじられ、一人ひとりの子どもに対応できる小児保健・小児医療がわが国でもより推進させるべき時代に入ったといえる。

## 3. 成育基本法の成立

成育とは、成長・発育段階の小児だけを意味する言葉ではない。その準備段階ともいえる生殖・妊娠期から始まり、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、性成熟期、そして再び、生殖・妊娠期へと循環する人間のライフサイクルを意味する用語である。成育基本法は、胎児期から新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を経て、

成人期に至る人間のライフサイクルを包括的にとらえ、この過程で生じる健康問題に医療、保健、教育、福祉などが連携して切れ目なく適切な成育医療を提供することを目標として、2018年12月8日未明に成立した<sup>5)</sup>。次世代を担う子ども達の個人としての尊厳を重んじられ、妊娠期から切れ目のない支援を受けながら、心身の健やかな成育の確保を行うため、従来の主な政策、今後期待される政策を連携させ、理念をもって包括的な前進を期することを目的としている。母子保健法、児童福祉法、児童虐待防止法、学校保健安全法など、すでに妊産婦や子どもの成長発達を支える様々な個別の法律が存在していたが、それぞれの施策で対応し、諸制度間での有機的な連携が不十分であることが問題であった。そこで、30年近く前から小児科医、産婦人科医を中心に、未来を担う子ども達の健やかな成長を支援する包括的な理念法の必要性が主張されてきた。成育基本法は、これら個別の法律ごとに縦割りで対応されてきた施策を連携させ、子どもを社会の中心に据えるための理念法といえる。

成育基本法では、政府は「成育医療等基本方針」を策定し、必要な財政措置を行い閣議決定すること、基本方針の作成にあたり厚生労働省

内に医療従事者や有識者から成る「成育医療等協議会」を設置し、その意見を聴くこと等が規定されている。成育医療等基本方針の中に明記された成育医療等の提供に関する施策の基本的な事項7項目のうち、(2)「成育過程にある者等に対する保健」の中には、学童期及び思春期における保健施策として生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進等の記載がある。さらに、(3)「教育及び普及啓発」の中には、学校教育及び生涯教育として、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進等の記載があり、普及啓発として、「健やか親子21(第二次)」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進等が挙げられている。このように、学校教育の役割が明記されている(表1)<sup>6)</sup>。

「健やか親子21」とは、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係機関が一体となって達成に向けて取り組む国民運動計画として平成13年より厚生労働科学研究費補助金により「健康日本21」の一躍を担い実施され、分析・評価されてきた。平成27年から「健やか親子21(第二次)」が継続中である。

表1 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

<p>基本的な方向</p>	<p>成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。</p>
<p>成育家庭にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策と総合的に推進</p>	<p>成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療</li> <li>(2) 成育過程にある者等に対する保健</li> <li>(3) 教育及び普及啓発</li> <li>(4) 記録の収集等に関する体制等</li> <li>(5) 調査研究</li> <li>(6) 災害時等における支援体制の整備</li> <li>(7) 成育医療等の提供に関する推進体制等</li> </ul> <p>その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項</p>

文献6)を参考に作成

達成すべき3つの基盤課題「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」と2つの重点課題「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」と「妊娠期からの児童虐待防止対策」を掲げている<sup>7)</sup>。「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」の環境整備の指標に、学校保健委員会の設置割合や地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況の割合、参考指標にスクールカウンセラーを配置する学校の割合が挙げられている。成育医療等基本方針と健やか親子21(第二次)の評価を有機的に融合し、2022年度より健やか親子21は成育医療等基本方針の中で評価を行い、2023年度よりと健やか親子21(第二次)と合体して新たに成育医療等基本方針(第二次)が開始される予定である。

#### 4. 循環器病対策基本法の成立と成育基本法との関わり

全年齢の死因の第一位はがんであるが、増え続ける高齢者、特に75歳以上の後期高齢者では心臓や脳血管などの循環器病で亡くなる人ががんよりも多く、要介護となる原因の第一位は循環器病である。そこで、対策基本法の法制化を目指して2006年から議論を進めてきた脳卒中領域に2015年から循環器領域も加わり、2018年に循環器病対策基本法の成立に至った<sup>8)</sup>。本法律において対策を講じる対象は高齢者のみではない。循環器病対策推進計画には、全体目標として、1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実、3. 循環器病の研究推進に取り組むことにより、2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指して、循環器病対策を総合的に推進すると記載されており、学校教育も含めた子どもの頃からの循環器病に関する知識の普及啓発の推進を含む循環器病の予防や正しい知識の普及啓発を第一に掲げている点は注目に値す

る(表2)<sup>9)</sup>。

成育基本法において、都道府県は、医療計画その他政令で定める計画を作成するにあたり、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるような適切な配慮に努めることとされている。具体的に30の法令で定める計画が挙げられており、その一つが循環器病対策基本法に規定する都道府県循環器病対策推進計画である<sup>6)</sup>。小児救急医療体制整備、循環器病予防やリハビリ、小児期からの家族性高コレステロール血症対策、先天性心疾患患者の移行医療体制など、成育基本法の理念が反映され切れ目のない循環器病対策推進計画が各地域で策定されることが期待される。

#### 5. 日本小児循環器学会の新たな取り組み

日本小児循環器学会は、成育過程である小児の循環器病医療の向上を目指す医療従事者が集まる学術団体であり、成育基本法ならびに循環器病対策基本法に則り、教育及び普及啓発活動をより一層積極的に携わっていくべきものと捉えている。その一つとして学校教育との連携が実施可能性のある方法と考えられる。

日本小児循環器学会の評議員に向けて実施した学校教育との関わりに対する意識調査では、回答者の6割以上が学校等での教育事業に関心があると回答し、学会員の学校教育への関心の高さを示す結果であった。さらに、学校教育に関心の高い学会員が全国に分布することが明らかになった。2017年の学習指導要領改訂に伴い、カリキュラム・マネジメントの確立のため、学校教育において学校外部の人的資源の活用をはじめとした社会に開かれた教育課程がさらに加速すると予想される(図1)。学校教育への関心の高い医療従事者と学校のニーズとを相互に結び付けるシステム作りが求められる今、日本小児循環器学会は学会と社会を繋ぐ新たな体制として「学会と教育の連携委員会」を設置し、学校との連携を深めより社会に開かれた学会活動を構築すべく準備を開始してい

表 2 循環器病対策推進基本計画 概要

全体目標	<p>1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発</p> <p>2. 保健，医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実</p> <p>3. 循環器病の研究推進</p> <p>2040年までに3年以上の健康寿命の延伸，年齢調整死亡率の減少を目指して，循環器病対策を総合的に推進。</p>
個別施策	<p>【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備</p> <p>1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発</p> <p>○循環器病の発症予防及び重症化予防，子どもの頃からの国民への循環器病に関する知識（予防や発症早期の対応等）の普及啓発</p> <p>2. 保健，医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実</p> <p>① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進</p> <p>② 救急搬送体制の整備</p> <p>③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築</p> <p>④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援</p> <p>⑤ リハビリテーション等の取組</p> <p>⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援</p> <p>⑦ 循環器病の緩和ケア</p> <p>⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援</p> <p>⑨ 治療と仕事の両立支援・就労支援</p> <p>⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策</p> <p>3. 循環器病の研究推進</p> <p>○循環器病の病態解明や予防，診断，治療，リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発</p>
	<p>循環器病対策の総合的かつ計画的な推進</p>
	<p>○関係者等の有機的連携・協力の更なる強化，都道府県による計画の策定，基本計画の評価・見直し 等</p>

文献 9) を参考に作成

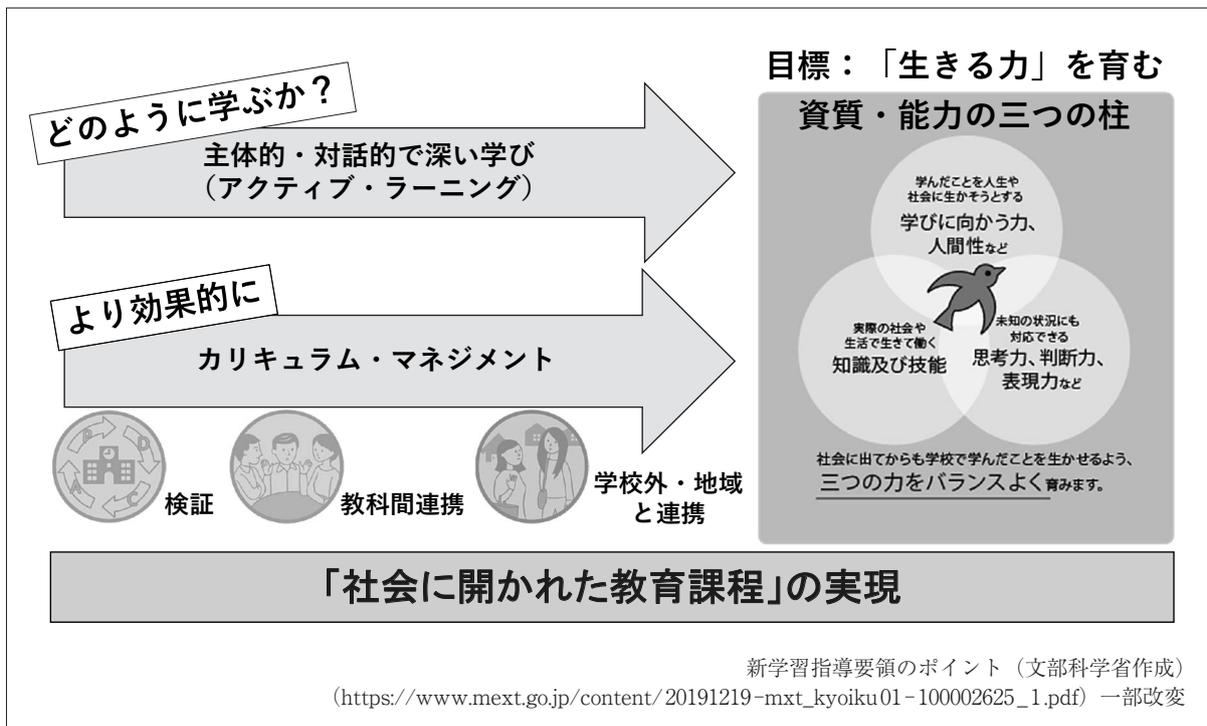


図 1 新学習指導要領のポイント

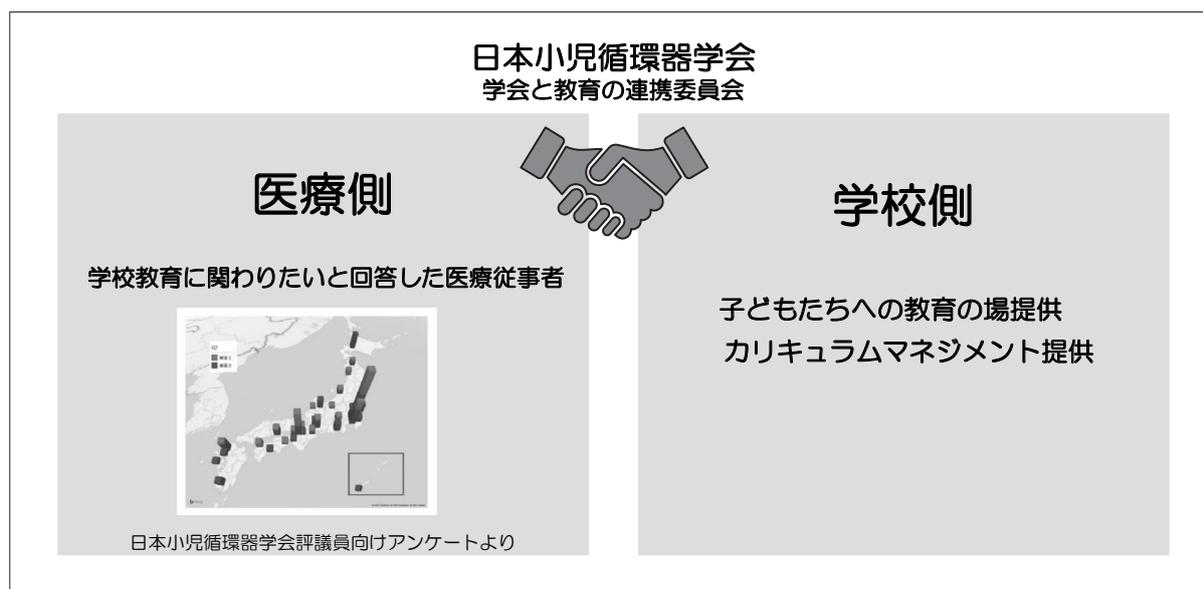


図2 展望：日本小児循環器学会の取り組み

る(図2)<sup>10)</sup>。本委員会は、学校突然死予防、臓器移植、慢性心疾患小児患者、いのちを扱う授業などをテーマに授業を提供可能な小児循環器医療関係者を増やし、学校側の要望に合わせて地域に根差した学校との連携体制を構築することを目標としている。

## 結語

成育基本法と循環器病対策基本法では疾患予防や知識の普及啓発に学校教育の役割が明記されている。この2つの基本法を法的根拠とし、日本小児循環器学会では学校教育との連携により、小児循環器領域の保健・医療の発展を目指す。

## 文献

- Innocenti Report Card 16 Worlds of Influence Understanding What Shapes Child Well-being in Rich Countries. UNICEF Office of Research-Innocenti, Florence, 2020.  
<https://www.unicef-irc.org/publications/pdf/Report-Card-16-Worlds-of-Influence-child-wellbeing.pdf> (cited 2022/5/14)
- 総務省統計局. 人口推計(2021年(令和3年)10月1日現在)2022年4月15日公表.  
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2021np/index.html> (cited 2022/4/16)
- 内閣府. 令和3年版 少子化社会対策白書.  
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2021/r03webhonpen/index.html> (cited 2022/4/24)
- 厚生労働省. 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会(第4回)参考資料.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000596926.pdf> (cited 2022/3/30)
- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第百四号).  
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430AC1000000104> (cited 2022/2/28)
- 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000735844.pdf> (cited 2022/2/28)
- 厚生労働省. 健やか親子21.  
<https://sukoyaka21.mhlw.go.jp/> (cited 2022/3/30)
- 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年12月14日法律第105号).  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=80ab6708&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=80ab6708&dataType=0&pageNo=1) (cited 2022/2/28)
- 厚生労働省. 循環器病対策推進基本計画.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000688359.pdf> (cited 2022/2/28)
- 内田敬子. 学校教諭と小児循環器医師の連携による「いのちの授業」日本小児科学会雑誌 126: 611-621, 2022.